

# 職業高校生の大学進学問題

佐々木 享

## 1

高等学校職業学科からの大学・短期大学への進学をめぐる若干の問題を考えてみたい。

毎年の『学校基本調査』には、大学・短期大学入学者の出身学科別の数値はないが、高校卒業者中の大学・短期大学への進学者（就職進学者をふくむ）数はある。（この数値は、高校について調べたもので、入学者を受け入れた大学・短期大学について調べたものではないから、充分に正確ではない。また、この数値からは、いわゆる浪人からの進学者はわからない。）1978年度（1979年3月卒業者）について学科別に大学・短大への進学率をみると、普通科43.6%、職業学科10.8%である。ここでいう職業学科とは、農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、衛生看護科の計で、その他の学科をふくまない。

この年の高校卒業者の大学・短大へ進学者の出身学科の構成比は、普通科87.1%、職業科11.5%である。この数値を大きいとみるか小さいとみるかは議論がわかれることであろう。この年の職業学科卒業者の全高校卒業者中に占める比率は34.4%であるから、大学・短期大学進学者中に占める職業学科出身者の比率は、高校生中の比率よりはずっと小さいわけである。他方、高校卒業時の大学・短期大学への進学希望状況をみると、普通科卒業者中の進学希望者は62.7%、職業学科卒業者のそれは、13.4%であった。職業学科卒業者の中にはいろいろな事情で進学をあきらめてしまった者も少なくないであろうが、それにしてもこれらの数字は、高校の職業学科は卒業後は就職することを前提とした教育として成り立っているから進学者が少ないので当然のことだと一般に理解されている状況と合致しているとみてよいであろう。

しかし、こうした数字をもって、職業学科卒業生の大学・短大進学問題を無視したり軽視したりすることは、一人ひとりの青年にとっての進学の問題の重要性という点からはもちろんのこと、高等学校制度の民主主義的性格という点からみても問題がある。

高等学校制度における普通科と職業学科とは、専攻する学科の種類の違いであって学校の種類が違うのではない。課程、学科の如何を問わず、高校卒業の資格という点ではいずれも対等、平等に扱うことを原理としていることは、戦後の高等学校制度の重要な特徴の一つとなっている。全日制も定時制、通信制も、普通科も職業学科も、卒業という資格の面で対等平等だということは、具体的には、その卒業資格がすべての大学・短大への入学資格とされているからである。そして、高等学校の教育課程を、課程や学科の種類に関係なく、すべての高校生に共通に課する教科科目と、学科などによって異なる選択制にまかせる部分とに区分して構成して、すべての高校の教育課程に一定の統一性をもたせているのは、卒業資格の平等性を実効的なものにするために必要な措置と考えられている。（しかし、わが国では、法制上に言う入学資格は、实际上は受験資格としてしか機能していない）

## 2

念のためにいえば、戦前の実業学校の場合は、その卒業資格という点で中学校あるいは高等女学校と対等ではなかった。

旧制高等学校、専門学校への入学資格が与えられていたのは、基本的には中学校（と高等女学校）のみであった。（旧制高校には女子の入学は認められていなかった。）1924年（大正13年）になって、入学資格や修業年限などの点で中学校（女子の場合は高等女

学校)に近い水準の実業学校について、その卒業者に高専への入学資格が認められるようになった。ただし、学校制度上、これらの実業学校に中学校や高等女学校と対等を位置を与えたのではなく、これらの実業学校の卒業生に専門学校入学者検定規程(いわゆる専検)の無試験検定の指定をすることによって入学資格を与えたのである。なお、無試験検定をふくむ専検の合格者には、高等学校高等科入学資格試験規程により、旧制高校への入学資格も認められるようになった。この専検の無試験検定の指定を受けた実業学校を甲種の実業学校と通称していたのである。(明治末年以来の農、商、水産の諸実業学校を甲種、乙種に区分する制度は、1921年に廃止されていた。) 甲種実業学校の卒業生は、その学校を卒業したことをもって直ちに高専への入学資格を認められたのではない。つまり、甲種実業学校は中学校や高等女学校と対等平等の学校と認められたのではなく、専検の無試験検定の指定という制度を仲だちとしてその卒業生に高専への入学資格が与えられたに過ぎなかつたのである。

いわゆる甲種の実業学校が学校制度上、中学校(女子の場合高等女学校)と対等の中等学校の一種とみなされるようになったのは、1943年の中等学校令以後のことであるが、この場合でも、甲種実業学校卒業者の高専への入学資格を専検の無試験検定を仲だちとして認めるという事情に変りはなかつた。

以上のことから、1924年以降の甲種実業学校の教育を中等実業教育と称するのは実態を正確にとらえていないいうらみがあるので、「中等程度の実業教育」と称すべきではないかと私は考えている。これに対して、1943年以降の甲種実業学校は制度上中等学校とされていたので、その教育を中等実業教育と称してもさしつかないと考えられる。このような意味でいえば、戦後の高校職業科の教育は、厳密な意味で中等職業教育と称しうる性

格をもっているといわなくてはならない。

なお参考のために戦前の甲種実業学校卒業者中の進学者の比率を1939年3月の卒業者についてみると、農業学校17.3%、工業学校5%、商業学校10.7%、職業学校204%、水産学校12.6%であり、これらを平均した進学率は13.6%であった。この年の農業学校の進学率は例年よりやや高く、商業学校のそれはやや低くなっていたように思われる。(文部省実業学務局『全国実業学校ニ関スル諸調査・昭和十四年十月一日現在』による。) なお職業学校は、実体としては家事技芸を課する学校が大部分で、生徒の大部分も女子であった。

なお、実業学校卒業者の進学先に関する正確な統計は知られていない。一般的には、旧制高等学校への進学者は皆無に近く、大部分は、専門学校や専門学校に附置された教員養成所などであったと考えられている。

### 3

高校の職業学科は制度上は普通科と対等になっているとは言っても、職業学科の卒業生にとっての大学進学の道は厳しい。国立大、私大別の進学コースを作ったり、受験を前提とした授業を公然と実施している普通科の生徒にとってさえ厳しいのだから、大学進学を前提としたカリキュラムを組むことができない職業学科の生徒に厳しいのは、事実上学科試験の結果のみで合否が決ってしまう現行入試制度からみれば当然のことである。しかし、入試方法をこまかく調べてみると、今日の大学入試の実際は、職業学科の生徒にとって本当に厳しくなっているところにも問題がある、と私は考えている。

前述のように、『学校基本調査』には国公私立大学別の大学・短大入学者の出身学科別統計はない。しかし、たまたま工業高校長協会『六十年史』に1973年の数値が紹介されている。これによると、普通科卒業者の入

学先構成は、国立 18.5%、公立 5.0%、私立 76.4% である。この数値は大学・短大生の設置者別構成比に近くなっている。これに対し職業学科からの入学先は、国立 5.1%、公立 2.9%、私立 9.20% となっており、彼らにとって国公立大学への進学は、少なくとも結果において、極めて厳しいものになっていることを示唆している。

推薦入学などごく特別な例を除くと、現行の大学入試の合否の決め手になっているのは、学力試験の成績である。一般には、国・公・私立大学の間に格差があり、また国公私立それぞれの中でも格差があって、志願者が少しでも「よい」大学へと集中するので、一部の短大などを除くと、学力検査は厳しい競争試験の性格をもっている。ところが、従来から、この学力検査の試験科目のうちの少なからぬ科目が、英語 B、数学 II B、世界史 B など職業学科では勉強していない科目によって実施されている。文部省は、毎年の「大学入学者選抜実施要項」において、職業学科の生徒が不利にならないよう、できるだけ職業教育に関する専門科目からも出題するよう指示しているが、これが実行される例は極めて少ない。国立大学ではとくにそうである。

1979年度から、国公立大学では共通第一次試験が課されるようになった。実施方法が決まる途中で多少の議論はあったが、結局職業学科側からの主張が通って、数学一般、基礎理科、英語 A も学力検査科目に採り入れられ、学力検査科目の面での不当な差別は回避された。共通第一次試験のみで合否が決められる場合は問題が少ないが、各大学学部の実施する第二次試験では、依然として職業学科の教育課程の特色が無視されている。共通第一次試験は、全国的なレベルで各國公立大学学部について以前にもまして厳しい（正確な？）偏差値序列をつくりだし、それだけでも職業学科からの進学が厳しくなっているのに、学力検査科目の面でも厳しくなっている

ことは否めないようと思われる。

1985年度入試から、共通第一次試験の学力検査科目は、高校の教育課程改訂に合わせて変更されることになる。改訂教育課程では、共通必修科目は極端に少くなるので、共通第一次試験では共通科目のほかに選択科目からも出題せざるを得まいという方が大方の意見である。選択科目という場合、普通科にとってはそれは普通科目であるが、職業学科にとっては当該学科の専門科目である。共通第一次試験を選択科目からも出題するのであれば、その選択科目には職業学科の専門科目をふくめるのが高校教育を乱さないという点からみた筋というものである、と私は考えている。工業、商業など各職業高校の校長会は、選択科目を含めるなら専門科目をその中に含めよという注文は一応は出しているが、推薦入学の枠をつくり拡大させることの方にいっそ熱心であるように見える。

#### 4

職業学科からの大学・短大への進学状況を 1977 年度卒業者について各学科別にみると、志願者（進学者）は、商業科 2.4 万人（2 万人）、工業科 2.2 万人（1.6 万人）、家庭科 1 万人（9.6 千人）、農業科 5 千人（4.7 千人）という順になる。ところが 4 年制大学のみをとってみると、工業科は志願者（1.8 万）、入学者（1.3 万）とも最も多い。おそらくこのためであろうが、各学科の進学志願者と進学者との比率（これを入学率と称している）は、家庭 93.4%、農業 86.9%、水産 82.5%、商業 82.2%、工業 74.6% となり、工業科が最も低い。工業科生徒の大部分が男子であること、工業系の短大が少ないとなど種々の事情が介在しているが、いずれにせよ工業科にとっての進学問題の厳しさをこの数値は示唆している。

## 5

大学進学の3年前（定時制の場合は4年前）の高校進学の段階においてすでに厳しい選抜が行なわれていることを考えると、大学進学問題の内容は単純ではないが、高校職業学科卒業生の進学問題は、高校教育の問題としても、大学入試制度の問題としても、もっと研究する必要があるように思われる。

今後の研究の一助として、大学入試の基本原則とか大学入試の三原則と呼ばれている文章を紹介する。それは、

大学入学者の選抜は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を ②公正かつ妥当な方法で選抜するように実施するとともに、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

というものである。これは、文部省が毎年出している「大学入学者選抜実施要項」の冒頭に掲げられている文章で、①②③は説明の便宜のために筆者がつけ加えたものである。以下では①を「能力・適性の原則」、②を「公正・妥当の原則」、③を「高校教育尊重の原則」と呼ぶことにしよう。

能力・適性の原則は、学術の教育・研究という大学の責務に照らして大学が入学者を選抜する際に重視する観点として、ひろく容認されているものと考えられる。公正・妥当の原則は、複雑な内容をふくんでいる。事前に学力検査問題を漏らしたり、寄附金の額や特定の者の縁故を理由に入学させるような不公

正が許されないことはもちろんだが、採点者の主観的判断で合否が左右されるような学力検査問題は適当ではない、というようなこともこの原則から導き出される。しかしこのことを過度に強調すると、いわゆる○×式の検査やマークシート方式がよいとされ、それはそれで高校生の学力をみるには「妥当」ではないと非難されることになる。原則を実際化するとなるとむづかしい問題がでてくるのである。職業学科の卒業生が普通科の卒業生と対等な立場で受験できないような出題の仕方も、この原則に照らして「公正」でないといいうことができよう。

高校教育尊重の原則は、今日の学校制度上、高校は大学進学の準備課程ではなく、国民教育制度の一環として位置づけられていることから導き出されている。この原則は、特別な受験勉強を強いるような出題を認めないというようなことをいうだけではなく、高校には全日制のほかに定時制や通信制のあること、普通科のほかに職業学科も対等な学科として認められていることなどをふくめて、高校教育制度をゆるがすような選抜方法を認めない趣旨だと解される。

こまかなることを言えば、この三原則の文章は年とともに少しづつ変わってきており、現在のものに問題点がないわけではないが、現行の三原則を厳密に尊重するだけでも、入試方法を少しづつ改善することはできるのではないかと思われるるのである。

（名古屋大学）

### 事務局から

- 1, 第14回全国大会の運営について、ご意見をお寄せ下さい。（講座・分科会などについて）  
今のうちから実践レポートの準備もお願いします。
- 2, 「会報・142号」は「職業訓練・職業教育を見直す」です。原稿などありましたら事務局へ。（担当、依田）